

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務の業務委託について次の条項により契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務（以下「委託事業」という。）
の実施を委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の方法）

第2条 乙は、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（実施計画書）

第3条 乙は、仕様書に基づき、様式第1号により次に掲げる内容を含む実施計画書を
契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- （1） 事業内容
- （2） 事業の実施方法
- （3） 事業の実施体制
- （4） 事業工程（実施スケジュール）

2 乙は、この承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（委託事業の期間）

第4条 委託事業及び契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（内、取引に係る消費税及び地方消費税額は 円とする）を乙に支払うものとする。

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（進捗状況の報告等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託事業の進捗状況について報告を求め、必要な指示をするものとする。

（甲による委託事業内容の変更）

第7条 甲は、必要があるときは、委託事業内容を変更し、又は事業を一時中止させる

ことができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(計画変更の承認)

第8条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なものである場合（経費区分間の20%以内の流用）、なお、委託料経費区分は、別表のとおりとする。
- (2) 天変地異やその他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合

2 甲は、前項に定める事項の変更を承認するときは、条件を付すことができる。

(危険負担)

第9条 委託事業の実施において、乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙の負担とする。その他必要があるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(事業完了報告)

第10条 乙は、委託事業が完了した日に、甲に対し様式第3号による委託事業完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託事業完了報告書の提出を受けたときは、速やかに事業完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で委託事業の期間内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については前2項の規定を準用する。

(委託料の確定)

第11条 甲は、前条の規定による報告を受け検査し、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は当該請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

- 2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の金額の6割を限度として概算払いをすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払いをするときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。甲

は当該請求書の提出を受けた日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

- 4 甲は、確定した委託料の額が、乙に概算払いした委託料を下回ったときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。
- 5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を徴収できるものとする。

(契約保証金)

第 13 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項に基づき徴収するものとし、契約保証金の率は契約金額の 100 分の 10 とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項に該当する場合は免除とする。

(委託事業の中止)

- 第 14 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(解除権及び違約金)

- 第 15 条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) この契約条項に違反したとき。
 - (2) 詐欺その他不正の行為を行ったとき。
- 2 当事者は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、相手方と協議のうえこの契約を解除することができる。
 - 3 第 1 項の規定による契約解除の場合には、違反当事者は相手方に対し、契約違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。また、甲は、すでに支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
 - 4 甲は、第 2 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して決める。
 - 5 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の違約金を徴することができるものとする。

(秘密の保持)

- 第 16 条 乙は、業務の処理上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 17 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第 18 条 乙は、仕様書の 4 に定める場合を除き、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次に渡るときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約に相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員から不当介

入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 22 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿の整備及び保存)

第 23 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。
2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
3 乙は、前 2 項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 24 条 本契約において、計画期間途中において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(疑義の決定)

第 25 条 前各条のほか、本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する管轄裁判所とする。

(知的財産権)

第 27 条 乙は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
2 乙は、第三者の知的財産の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
3 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

住所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏名：沖縄県知事 玉城 康裕

乙

住所：

氏名：

別表

(単位：円)

経費区分	金額	備考
I. 人件費	円	
II. 事業費	円	
補助人件費	円	
需用費 (消耗品費、印刷製本費、事務用品費)	円	
役務費 (郵送料、電話料金等)	円	
旅費	円	
その他	円	
III. 再委託料	円	
IV. 一般管理費	円	
V. 消費税及び地方消費税 (I + II + III + IV) × 10/100	円	
合計 (I + II + III + IV + V)	円	

※経費区分ごとに20%を超えて経費の変更をする場合は委託者の承認を受けるものとする。

様式第1号（第3条第1項関係）

番号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称
代表者名

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に係る実施計画書

令和 年 月 日付けで締結した沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に関する委託契約第3条第1項の規定に基づき、実施計画について下記のとおり申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施方法
- 3 事業の実施体制
- 4 事業工程（実施スケジュール）

様式第2号（第8条第1項関係）

番号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称
代表者名

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に係る計画変更の承認申請書

令和 年 月 日付けで締結した、沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に関する委託契約第8条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が委託事業に及ぼす影響
- 4 変更後の委託事業に要する経費（新旧対比）
- 5 同上の算出方法

様式第3号（第10条第1項関係）

番号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称
代表者名

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に係る事業完了報告書

令和 年 月 日における沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務委託業務を終了したので、委託契約第10条第1項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

記

- 1 委託事業の事業実績
 - (1) 委託事業の内容、成果
 - (2) 委託業務収支報告書
- 2 事業終了年月日